

職務質問と犯罪捜査——テリー原則の動揺

渡辺修

- (+) はじめに
- (-) 応答拒否罪とテリー原則—ローソン事件
- (=) 空港における薬物取締—ロイヤー事件
- (x) テリー原則と緊急差押—プレイス事件
- (#) 結び

とができると判示した（所謂「テリー原則」）。爾来、既に一五年が経過しているが、"停止→職務質問→捜査"を巡るシテュエーションは、あまりにもバラエティーに富んでいることも手伝い、右テリー原則の適用は、なお動搖を繰返しているのが、現状である。八三年にも、次に紹介するように、三件の判決が出されているものの、テリー原則適用のための統一的で安定した基準を得るには至っていない。

ところで、アメリカの捜査手続に対する司法的コントロールの歴史を振り返ってみると、少くとも、"正式な"逮捕が執行されて以後については、相当きめ細かな手続的制約が及ぶようになってきているといえそうである。被逮捕者＝被疑兇器を所持し危険であると判断したときには、捜査をするこ

者の默秘権と弁護権を、事実上も法律上も充分に保障するための制約が浸透しつつあるといふことである。連邦判例法上の「マクナブ＝マロリー原則」がその一例である。そして、連邦、州いずれにも適用のある「ミランダ原則」が、その核ともいべきものである⁽⁴⁾。前者は、身柄拘束後、警察官の手元に被疑者を置いておく物理的時間を可及的に短かくすることを主たる目的として、逮捕後直ちに裁判官面前へ身柄を引致することを求めるものである。後者は、逮捕後直ちに默秘権、弁護権等の告知を行なうことを逮捕官憲に義務づけた他、取調べ前の弁護人との接見、取調べ中の弁護人の立会い、弁護人との接見を申出でた場合は默秘権行使した場合の取調べ停止などを保障している。無論、いずれの原則も、自白排除法則によつて担保されている。これに比すると、逮捕前の内偵活動の段階では、謂はば“ラフな”手段、時には“ダーティーな”手段が公然と行なわれている。薬物事犯検挙等を目的とする「おとり捜査」では、国家自身が犯罪遂行過程に相当深く関わり、積極的な役割を担つてゐる場面がしばしば見受けられる。⁽⁵⁾これは、国家＝捜査機関は、犯罪の克服のため果敢に活動する“タフな”イメージを以て登場していく。犯罪の効果的な鎮圧・捜査のために、市民の自由は一定の

譲歩を余儀なくされている。逮捕後、人権保障に敏感であることを求められている国家＝捜査機関のイメージとは、かなりのギャップがある。こうして、大雑把に言えば、アメリカの捜査過程は、今のところ、逮捕を境にして、“ラフ(rough)”= “ダーティー(dirty)= かい、 “ティー(due)= ”トドア(fair)= だらのへと様相を変えるのである。

それだけに、本稿の対象としている逮捕手続の前段階に位置する停止・職務質問・捜査では、効率的犯罪捜査の利益と市民的自由の利益とが剥き出しの形で相衝突し合つております。これを調整する法的原則は、なお熟したものになつていないといえよう。アメリカ司法の“ラフさ”が、はつきりみてとれる分野ともいえる。こうしたシビアな利益対立が、連邦最高裁の判例にどう反映してゐるのか、以下やほりの点を概観してみよう。

(1) Terry v. Ohio, 392 U. S. 1 (1968).

(2) McNabb v. United States, 318 U. S. 332 (1943); Upshaw v. United States, 335 U. S. 410 (1948); Mallory v. United States, 354 U. S. 449 (1957).

(3) Miranda v. Arizona, 384 U. S. 436 (1966).

(4) 投稿「マクナブ＝マロリー原則など”ミランダ原則”が国における自由法則」高田卓爾・田宮裕編『演習刑事訴訟法』（新版・昭五九）（掲載予定）参照。

(5) 拙稿「おとり捜査の限界——シードマンの研究」神戸学院法

学一四巻二号(昭五八)三〇一頁参照。

(6) 八一年までの連邦判例の動向等については、拙稿「職務質問の研究——アメリカ社会と警察」(一)、(II)、(III) 神戸学院法

学一三巻一号、三号、一四巻一号(昭五八) 参照。

(2) 応答拒否罪とテリー原則——ローソン事件

一 警察官が、パトロールを行い、「不審な」人物や異常な事象を発見したとき、それが「犯罪」に関わるものでないか否か点検するため、相手を呼び止めて問い合わせことは、犯罪の予防、鎮圧と捜査にとって、最小限の責務ともいえる。アメリカ法上、かかる責務実現の一手段として、従来から、法律または条例で、警察官による停止後の質問に対し、応答を拒むことを秩序違反罪等の軽微犯罪として処罰する規定がみられる。その一例として、カリフォルニア州刑法六四七条によると、「何人も、次の行為を行つた場合には、軽罪である秩序違反行為 (disorderly conduct) 有罪とされる」とし、その(6)項で、「格別の理由または用件がないのに、路上または諸方を徘徊し、若しくはうろついた者であつて、周囲の事情に照らして合理的な人ならば、公共の安全上その身分の証明をえることが必要であると考えるに至る場合に、法執行官憲

が要求したにも拘わらず、身分の証明をしその場にいる理由を説明することを拒否した者」が、これにあたるとそれでいて(1)高裁は、ソレムン事件⁽²⁾において、「credible and reliable identification」を要すると解釈していた。その趣旨は、「当該身分証明が誤りのないものであるとの合理的な保障をなし、かつ、後に身分証明を行つた當人と連絡できる手段を与えるもの」であり、加えて、被疑者は、「かかる credible and reliable identification を与えるのに必要な範囲で……自己がその場にいる理由」についても説明することが要求されといふ、といふのである。⁽³⁾無論、かかる身分証明なきときは、逮捕事由を生じることとなる。

さて、ローソン事件では、右条文の違憲性が争われた。本件の請求人は、一九七五年、サンディエゴ市に在住していた黒人であり、仕事の関係もあって、深夜に街を歩くことがこのほか好きであった。ところが、長髪の髪を左右に振り分けた格好(この髪型は“dread locks”と呼ばれている)で歩く姿は、当然ながら、警察官の注目するものとなり、

七五年三月から七七年一月にかけて、一五回も、停止を求められ、質問に答えることを拒んだため右六四七条^(e)で逮捕された回数は五回に及んだ。一度は起訴されて数週間監獄で服役したことであった。そこで、ローフンは、右法律規定の違憲性を確認する宣言的判決、将来の法執行の差止並びに損害賠償を求める請求を申立てたのである。⁽⁴⁾ 一審は、損害賠償は認めなかつたが、相当の理由に至らない事由で停止させた者につき身分証明のないことを理由として処罰しないとして、法執行の差止を認めた。原審は、やれに一步進めて、右条文は、漠然性の故に修正一四条に反する違憲・無効の立法と判断したのである。⁽⁵⁾ この違憲性の判断を争点として、州側から連邦最高裁に上告が申立てられたのである。

右のように、市民に対する禁止行為の告知と恣意的法執行の禁止の他に、さらに重要な要素は、「立法府が、法執行を統轄する最小限のガイドラインを設定している」という要件⁽⁶⁾が、充足されているか否かであるとする。

- (1) Cal. Penal Code § 647(e) (Deering 1971).
(2) People v. Solomm, 108 Cal. Rptr. 867 (1973).
(3) Id. at
(4) "The California Walkman", NEWSWEEK, JULY 19, 1982; "Walking Tall in California", TIME, MAY 16, 1983.
(5) Lawson v. Kolender, 658 F. 2d 1362 (9th Cir. 1981).

11 法廷意見⁽¹⁾は、オコーナー判事が執筆した。判決は、ま

「口頭弁論において、上告人は、『警察官が身分証明を信用しないと考へて満足』しない限り、被疑者は六四七条^(e)項に反してゐる、明示的に主張している。……そして、被疑者がいかようにこの要件を充足するのかに關

違憲性判断の一般的基準を示している。即ち、

「一般的にいふだらば、漠然性の故に無効の法理 (the void-for-vagueness doctrine) は、次のことを示してゐる。刑法上、犯罪は、通常の市民が禁止され、いわ行為を充分に理解することができる特定性 (definiteness) のある規定がなされていなければならない。また、恣意的、差別的法執行をもたらすことのない態様で規定されていなければならない」

する例を示す際に、上告人は、身分証明書を持っていな

いジ・ヨガーなどの場合には、各警察官により取扱いに差

はあるが、停止させた場所に至るまで走ってきたルート

について様々な質問に答えることを求めたり、あるいは、

ただ氏名と住所を述べるだけでも身分証明の要件を充足

したこととされることがあると説明している。……

つまり、被疑者が『credible and reliable』な身分証

明を与えたのか否かを判断する完全な裁量権が、警察官

に与えられているのであり、この結果、必然的に、『法

創造を、「管区警察官の時々の判断」に任せることに

なっているのは明白である⁽⁴⁾。

かくして、犯罪を犯したとの嫌疑はあつてもそれが相当の理由に至っていない場合であるのに、相手方個人が「公道を歩き続ける権利は、『警察官の恣意』に委ねられている」とする。また、場合により、六四七条(e)項は、訴追機関が特定の市民グループを対象にして差別的に執行を行う「便利な道具」を提供するものもある。かかる意味で、本条文は「憲法上の行動の自由」一般だけでなく、「修正一条の保障する自由の恣意的な抑圧の可能性」もが問題となる、としている⁽⁷⁾。

他方、テリー原則による強制的停止の正当化と本条文との関わりについては、判決は、次のように述べている。

「確かに、六四七条(e)項によれば、身柄拘束は、テリー原則による停止を正当化するのに充分な程度の嫌疑がある場合のみ行うことができる」と規定している。かくして、州は、『個々の警察官の行為に対する公正な制限』を課すことを保障しているともいえる。……ただ、当初の身柄拘束が正当化されるとしても、州は、被疑者がその後の身分証明要件を充足したか否か警察官が判断する基準を設定していいことにはかわりはない」⁽⁸⁾。

次に、本条文については、「我国を汚染している犯罪の跳梁を克服する法執行の道具を強化する必要性」という実質的な正当化理由があるが、この点についても、かかる重要性は否定できないとして、だからといって、「特定性と明確性(definiteness and clarity)という憲法的基準に合致しない方法を正当化する」とはできない」とする⁽⁹⁾。

かくして、「六四七条(e)項の現在の解釈によれば、『容疑のある』人は定義不明瞭な身分証明の要件を充足することを求められており、これに従えなければ刑事罰に直面しなければならない。適正手続きは、明確性の『規定不能なまで徹底した基準』は求めないものの……本件については、法律の文言

士、あるいは正確を期すことが、不可能でも実行不能であるから、「法の文言上、漠然性の故に違憲(unconstitutionally vague on its face)」とした。

- (1) Kolender v. Lawson, 103 S. Ct. 1855 (1983).
- (2) Id., at 1858.
- (3) Ibid.
- (4) Id., at 1860.
- (5) Id., at 1859.
- (6) Id., at 1860.
- (7) Id., at 1859.
- (8) Id., at 1860.
- (9) Ibid.
- (10) Ibid.

II これに対しては、二方向からの少数意見が附されている。

まず、ホワイト判事の反対意見は、法律の違憲性判断にあたり、当該被告人が充分な notice を得ていたのか否か、つまり、当該行為に適用したことが違憲となるか否か、具体的な吟味を踏まえていない点を批判し、また、文面上も当然に無効といえるほゞ漠然としているのかも疑問としている。

ブレナン判事の補足意見は、身分証明の程度に関する欠陥

が治癒されても、なお本法律は修正四条に反し違憲とするものであり、法廷意見やホワイト判事反対意見とは、抛つて立つの基盤を全く異にしている。

まず、判事は、修正四条の法構造に内在する価値決定をどう把えるべきか論じている。則ち、修正四条によると、身体の拘束とその捜索とは、あくまで、「犯罪を犯したと疑うに足りる相当の理由」のある場合に限り許されることが原則であり、その例外は、「法執行上の相当」の必要性によって厳密に規定され、かつ、個人の自由とプライバシーに対して生じる侵害の範囲を限定したもの」でなければならないのである。⁽⁴⁾確かに、テリー・ウィリアムズ事件では、かかる例外として強制的停止・捜査が認められている。だが、この点については、次のような謙抑的な評価と運用がなされなければならないとしている。まず、評価の方法としては、

「相当の理由を欠く場面なのであるから、法執行上の目的にやまれぬ利益があると主張がなされても、テリー原則に基づいて、あくに重大な侵害を伴う身柄拘束並びに捜索を許すことについては、我々ははつきり否定してきている。『何故なら、かかる範囲を狭く限定した侵害を除いて、seizure 一般については、既に数世紀間の諸先

例により、必要とされている『バランシング』は行なわれているのである。seizure は、相当の理由により支持されていふ場合に限り、『合理的』となるという原則がこれを体現しているのである』⁽⁶⁾。

他面で、捜査機関が入手した「犯罪の捜査と抑止のための強力な武器」の運用上、次のような制約が課されることになる。

「こうした捜査の効率性の対価は、修正四条で保護されている個人の利益に対する侵害である。我々は、質問を目的として行われるこうした短期間の停止であっても、その侵害性は、修正四条の『seizure』にあたるに充分なものと判断してきている。……正に、かかる考慮が働くが故に、テリー原則の認めた相当の理由に至らない事由による身体の seizure の範囲は、厳格に画定されており、こうして、生じる侵害の程度を限らうとしているのである。従つて、テリー原則による接触は短期間でなければならない。被疑者は、短い距離は格別、移動を命じられたり、無理に移動させられてはならない。身体の捜索は、当該の接触の間、関係する警察官を保護するのに必要な範囲でのみ許される。そして、最も重要な

のは、被疑者は、一定の短期間が経過した後に立去る自由と、質問に對して答えない自由とが与えられていないなければならない』。

更に、テリー事件のホワイト判事の補足意見を引用して⁽⁷⁾、「……答えを拒んだ場合、警察官が観察を継続する必要があるものとして注目することはできるが、逮捕の根拠を与えるものではない」としている。もう少し語を補うと、

「一定の場合には、被疑者が拘束された後に質問に答えなかつたという事實そのものが、当初合理的嫌疑を生ぜしめた事實の文脈と相照らしてみると、相当の理由を認めると充分であることも考えられないではない。しかし、裁判所が、かかる主張に対処するときには、被逮捕者が応答拒否権 (right to refuse to answer) の行使を理由に処罰されるとにならないように、慎重に吟味しなければならない」。

次に、応答拒否を処罰するカリフォルニア州法を検討すると、この法律は、第一に、充分な答えが得られるまで「停止」としての拘束を延期することを正当化する構造を持つことにまず気付く。この点に対しても、次のように批判している。

「相当の理由がないのに、テリー原則の範囲をこえて身

柄拘束する」とは、適法な警察捜査の効率性を以てむずかしか増さないであらう。ところが、社会の個々のメンバーがさらされる接触自体の侵害の程度と、警察が不当な目的で裁量権を濫用するリスクとは、いずれについても幾何級数的に拡大していくのである。しかも、この場合、特定の犯罪が念頭に置かれていてそれとの明瞭な関連性が存在している、というわけではない。にも拘わらず、テリー原則による接触をより侵害的な身柄拘束へと次々に拡大していくならば、警察と一般人との間に現に存在している緊張は、「一層増幅することになる」⁽¹⁰⁾。

第二に、六四七条(e)項は、右の点に加えて、応答拒否を理由に逮捕し、刑事制裁を科すことまで認めてくるわけである。だが、いゝまでも修正四条の権利を侵害する必要があることを正当化するには、修正四条の構造上既に考慮されていふもの以外の「特殊かつ妥当な国家的利益」が示されなければならぬ。ところが、上告人の州側は、「警察の捜査と公共の秩序の維持上の便宜一般」を指摘しているといふのである。だが、この利益は、テリー原則で強制的停止を認めた段階で考慮済みのものであると批判する。⁽¹¹⁾ そしてや、右の利益の実現のために、短期間の拘束の権利を越えて、逮捕権=刑事

制裁権まで肯定しなければならぬ理由が、示されていな⁽¹²⁾い。実際の運用上、市民の側は、警察官が「合理的嫌疑」を有しているのか否か知りえないのであるから、不応答による逮捕と処罰を免がれるためには、結局、警察官の要求に服従するしかないことにやだる。市民の自由の侵害は、きわめて重大となる。

そこで、ブランン判事は、文言の漠然性を嘆くことながら、条文の予定する犯罪構成要件自体が修正四条に反する、としたのである。⁽¹³⁾

(1) Id., at 1865 (White, J., dissenting).

(2) Ibid.

(3) Id., at 1861 (Brennan, J., concurring).

(4) Ibid.

(5) Ibid.

(6) Id., at 1862.

(7) Terry v. Ohio, 392 U. S. at 34 (White, J., concurring).

(8) 103 S. Ct. at 1862.

(9) Id., at 1863, ft. 4.

(10) Id., at 1863.

(11) Ibid.

(12) Id., at 1864.

(13) Id., at 1865.

四 連邦最高裁は、既に、「ブラウン、デュフィリップ事件」⁽¹⁾ 同種の氏名開示拒否罪の適用を巡る争いを扱っていたが、そこのでは、正面から憲法判断を行うことはしなかった。その意味で、ローン事件は、カリフォルニア州の応答拒否罪規定を、ともかくも、「文面上漠然性の故に違憲」として憲法判断を示した点では評価できよう。もちろん、結論も、一見、市民の自由を重視しているかのようにみえる。だが、その違憲判断の論理構成には、若干の脆弱性が看取される。少しく分析してみよう。法廷意見の焦点は、あくまでも要求される身分証明の「程度」が不明確である点に置かれている。ところが、法の運用上、充分に明確な notice がなされている場合もないではないのである。特に、本件請求人は、右条文により五回も逮捕されていたのである。右事実は、この結果、当該請求人に限っては、どの程度の身分証明が求められているのか明確になっていたことを物語るものともいえる。そうでなくとも、五回も逮捕しつゝ、なおかつ具体的、明確な身分証明の範囲を提示していないので、法の適用上、違憲であると構成する有力な材料ともなりうる。本件請求が、法律の違憲性一般の確認と言明を求めるという特殊の訴訟であったとしても、具体的事實との関わりをもう少し考慮に入

れる余地はあつたのではあるまいか。また、法廷意見は、州最高裁の有権的法解釈により中味を充足した上で当該法律を「文面上」無効とするという構成をとっている。従つて、州判例が特定かつ明確な解釈基準を設定する可能性もある以上、州法の合憲性判断は、州最高裁に譲るという手法によれないわけでもない。ただ、自ら違憲を宣言するのであるならば、こうした憲法判断の手法はさておき、本法が、本件請求人を含む市民一般の行動の自由と表現の自由にどの程度実質的な侵害または侵害の可能性——権利行使に対する「冷却効果」——をもたらすのかという実質論も論じられて然るべきではなかつたか。本件の違憲判断には、こうした疑義が残る。⁽³⁾

以上に加えて、ブレナン判事の指摘する、応答拒否罪自体の違憲性——修正五条の自己負罪拒否権乃至秘密権に基づく応答拒否権の侵害並びに修正四条違反——について、法廷意見は沈黙している。この点の判断をぬきにしては、本法の如き応答拒否立法一般に対する連邦最高裁の態度は明らかとなるまい。かかる意味で、本件の先例拘束性については、なお慎重な観察を要しよう。

(1) Brown v. Texas, 443 U. S. 47 (1979).

(2) Michigan v. De Filippo, 443 U. S. 31 (1979).

(3) 藤井俊夫『憲法訴訟の基礎理論』(昭五十六) 三一頁以下参照。

(3) 空港における薬物取締——ロイヤー事件

— アメリカでは、七〇年代前半から、空港における薬物運搬人の摘発を強力に推進しており、その一環として、『運び屋特徴一覧 (drug courier profile)』を作成・普及し、捜査員の訓練と実際の検挙活動に役立てている。この結果、こうしたプロフィールを用いて、"停止→職務質問→所持品の搜索→薬物発見→逮捕" というプロセスがとられる例が、多々みうけられるようになつた。ロイヤー事件に於ても、ほぼ右と同様の経緯で被告人が逮捕されたが、そのプロセスの適法性が争われた。事実関係をみてみよう。

(1) 一九七八年一月三日、マイアミ国際空港配属の捜査官二名が勤務中、プロフィールに一致すると思料される本件被告人ロイヤーを発見した。原判決は、警察官の証言(『』部分)に基づいて、次の点が一致点であったと認定している。

「(a)被告人は、American Tourister 製の鞄を持つていたが、このタイプは『マリファナ運搬に通常用いられるブランドのものと思われた』こと、(b)被告

人は、『神経質そうな態度をしており、あたかも警察官がいるのではないかと捜しているかのように、他の人々を見回していた』こと、(c)ニューヨーク行きの航空券を現金で払っていること(従つて、身分証明書をみせる必要はない)、現金は小額紙幣の束から出したこと、(d)ナショナル会社の提供した荷札には、フル・ネーム、住所、電話番号を書く代わりに、『Holt』と往き先の『La Guardia』という文字のみ書きこんだだけであること」。

(2) ロイヤーが塔乗口へ向かうロン・ローズへ向かつたとき、捜査官は、近付いていつて、警察官であると告げた上、しばらく話をしたいと声をかけた。ロイヤーは、「いい (yes)」と答えた。

(3) 次に、ロイヤーは、捜査官の要求に従い、航空券と運転免許証を呈示した。但し、あらかじめ口頭で同意の旨明言したわけではない。航空券の氏名は、鞄の名札と同じ名であったが、免許証の本名とは違っていた。この点を聞くと、友人がその名を用いて予約したと答えた。この会話の間、ロイヤーは明らかに神経質そうにしていた。

(4) 捜査官は、麻薬捜査を担当している旨、並びに、被疑者に薬物運搬の嫌疑がある旨、告知した。

(5) 続いて、航空券、免許証を返還しないまま、約二メートルはなれたコン・コースに面する部屋への同行を求めた。ロイヤーは、何も答えなかつたが、求められた通り、同行した。

(6) 部屋は、もともと荷物用のものであつたが、当時空室であり、捜査の必要のあるときには、捜査官等が隨時利用していたものである。部屋に入つてからも、再び麻薬運搬の容疑が告知された。

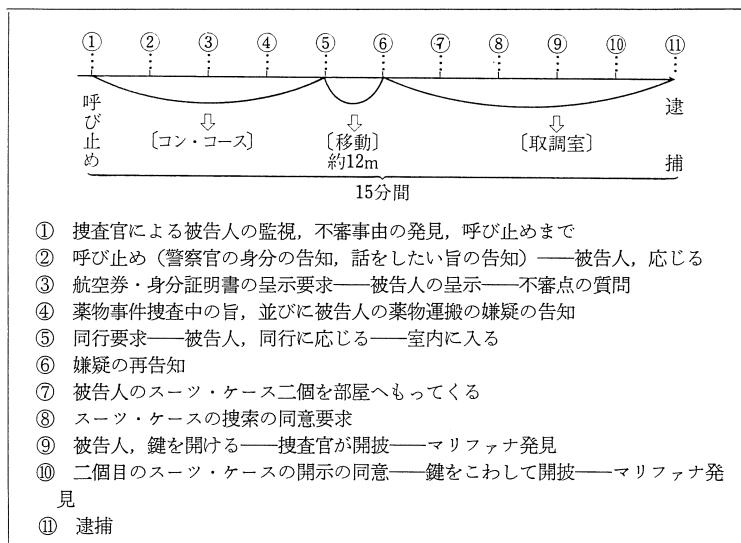
(7) 他方、捜査官一人が、ロイヤーの同意を、求めることがなく航空券を用いて、ロイヤーの預けたスーツケース二個を受けとつて部屋へ持つて来た。

(8) 捜査官は、スーツケース捜索の同意を要求した。

(9) ロイヤーは、口頭では何も云わなかつたが、鍵をとり出して、スーツケースのひとつ前の鍵を開けた。捜査官は、特に同意を得ることなく、これを開披して、中からマリファナを発見した。

(10) 二つ目のスーツケースについては、ロイヤーが、鍵開示の暗号を知らないと答えたので、捜査官が開示の許

<参考図>



諾を求めるに、「……やへいくれ」と答えた。いわしてもいいかとの問いかにも肯定したので、ライバーを開け、やはり、マリファナを発見したものである。

(11) かくして、薬物不法所持を理由に逮捕したのである。

以上の事実をまとめると、参考図のようになる。そして、(1)の段階から(11)の段階までは、実際には、一五分間しか経過していないのである。法廷では、(1)から(5)に至るわずか一五分間の“出会い”の法的性格と適法性の限界を巡り、議論がなされた。

(1) Florida v. Royer, 103 S. Ct. 1319 (1983).

(2) Royer v. State, 389 So. 2d 1007, 1016 (Fla. App., 1980).

は警察官だつたから、そらしなければならぬ」と思つた」と証言している。そりや、いふした事情に照ひずん、右同意は、法律問題として「自由か(任意)」とはいえないのではないかが争点となつた。

最初に控訴を受理した a panel of the District Court of Appeal of Florida は、同意は適法であるとした。事実関係の(2)の段階では、被告人は逮捕されていた訳ではない。警察官とは、任意に会話を続けていたのである。これに統いて、部屋へ同行することに同意し、やがて、室内でスーツケースの捜索がなされる間その場に立つておられた事実だけば、『「ハンド警告を必要とするふいだ「being in custody」の状態」とはいえないとした。

だが、この判断では、室内に入つてから同意に至る(6)(7)(8)の段階をどう評価するのかが語られていない。また、その前提となる任意同行の同意についても、航空券、身分証明書が捜査官の手中に預けられたままである点、被疑事実の告知がなされている点、しかし、同意拒否権のあることは告知されていらない点で任意性に疑問がないではない。その意味で、“in custody”とはなんとの結論を導く分析がやや粗雑であつたことは告知されていなかつたし、また、何故同意の意思表示をしたかという弁護人の尋問に対しても、「彼等

同意する必要がない旨告知していない事実は、「任意性の問題」につき事情の総合性に基づいて判断すべきに考慮されるべき「要素ではある」として⁽³⁾いる。

（一） *Royer v. State*, 389 So. 2d 1007 (Fla. App. 1980).
（二） *Id.*, at 1010.
（三） *Ibid.*

述べて⁽³⁾いる。

「捜査官が『嫌疑』の根拠としたこと全てについては、麻薬を運んでいる者に特徴的であるともいえる。しかし、少くとも全く無辜の者にも等しくあてはまるともいえるし、そういうえる場合はかなりあるのである。……要するに、全ての麻薬運び屋は、プロフィールの一部と同じ行動をとるが、他方、プロフィールの一部と同じ行動をする者の大半は麻薬運び屋ではないのである」。

この結果、「運び屋一覧の中味と單に類似していることだけでは、テリー型の停止を正当化するのに必要な明瞭な嫌疑さえ構成するのに不充分とされている」とし、この点に関する連邦最高裁のリード事件等を先例として引用している。もちろん、右事由で逮捕の相当の理由は認定できないとしている。

ところで、③から⑥に至る段階では、犯罪の嫌疑をもとに深める段階の事情はみられていない。また、プロフィールの利用に関する右の判断を考慮すると、そもそも②の段階ですでに違法な身柄拘束が始まり、冒頭の室内における④⑤⑥の事情は、拘束をより強めただけであるということにもなりそうである。だが、判決は、室内に入つて以後についてのみ違

他方、「相当の理由」は欠けていたとしている。そして、この文脈で、①②の段階で使用したプロフィールについて触れている。まず、①で紹介した捜査官の観察事実につき、こ

憲と述べているにどどある。具体的な争点は、捜索の同意の適法性であるから、必要最小限の判断はしているのであるう。ただ、前の判決では、(1)(2)の停止も任意同行、室内滞留いずれも適法としていた以上、何等かの言及があつて然るべきではなかつたか。

ともあれ、こうした不鮮明さを残した本判決に対し、上告が申立てられたのである。

- (1) 389 So. 2 d, at 1015.
- (2) Id., at 1018.
- (3) Id., at 1016.
- (4) Id., at 1019.
- (5) *Reid v. Georgia*, 448 U. S. 438 (1980).

拘束は、テリー原則により適法である。「ロイヤーが仮名で旅行していた事実を捜査官が知ったことは、それ以前に確認していた片道切符の購入、所持している鞄二つを点検する仕草、ロイヤーの外見と行動一般などの事実に照らして、ロイヤーの薬物運搬を疑うのに充分な根拠であり」「合理的嫌疑」に基づいていたといえるからである。⁽²⁾

むつとも、原審では、プロフィールとの一致点があることにより「合理的嫌疑」を根拠づけえないとしたのであるが、判決は、この点には何等ふれていない。先例であるリード事件への言及もなく、結局、レンクニスト判事の述べたように、プロフィールとの一致のみでは足りないが、警察官の判断の前提乃至材料としてこれを使うことができるし、その専門的判断を構成する知識ともいえるのであるから、「諸事実の総合性」に含めて処理したのであろうか。いずれにせよ、先例拘束力を沈黙によつて破ることはできまい。この点は、今後に争点を残したといえよう。

ところで、判決は、次に、当初は適法な停止の域をこえていたのであって、「合理的な人であれば、立去る自由はない」と考へると、官憲の権威の下で身柄拘束がなされたのである。⁽¹⁾しかし、この段階での身柄

拘束は、テリー原則により適法である。「ロイヤーが仮名で旅行していた事実を捜査官が知ったことは、それ以前に確認していた片道切符の購入、所持している鞄二つを点検する仕草、ロイヤーの外見と行動一般などの事実に照らして、ロイヤーの薬物運搬を疑うのに充分な根拠であり」「合理的嫌疑」に基づいていたといえるからである。⁽²⁾

する『より重大な侵害』になっていた」とする。⁽⁴⁾

問題は、何故、⑨の段階でそれ以前の適法な拘束が、突然違法となつたのかである。判決は、こう説明している。

「公共の場所に於る同意に基づく質問として開始された

ものが、警察の取調室に於る捜査手続へとエスカレートしていったのである。取調室内で、捜査官は、被疑者の説明に満足せず、自己の嫌疑の確証をえようと努めた。捜査官は、ロイヤーの航空券と免許証を保管しており、鞄もまた押収していた。ロイヤーは、自己の判断によつて自由に飛行機に搭乗できると告知されたわけではない。むしろ、身柄は拘束されていると考えるのが合理的な状態にあつたといえる。少くとも、この時点で、当初の出会いの同意の側面は、消滅したのである。……事実上、ロイヤーは逮捕されていたのである。⁽⁵⁾

だが、これだけでは、何故、⑨の時点から逮捕となつたのか実質的な説明はない。室内に入った⑥の時点であつてもいいはずである。スーツケースが目の前に持ち込まれたことが、なんらかの意義をもつならその点の言及があつて然るべきであろう。しかも、先に触れたように、判決は、①②段階はテリー原則により正当化される強制的停止と説明していた。と

ころが、右では同意による接触と説明しており、論述に矛盾がみられる。また、⑤の“同行要求→同行”的過程がいかなる理由で適法となるのか、ふれていない。謂ばば空白があるともいえる。

のみならず、判決は、右に続けて、「捜査官の行為は、質問のための身柄拘束 (investigative detention) として、必要以上に侵害的であった」と述べている。「第一に、航空券と免許証を返還し、並びに自由に立去れると告知したならば、捜査官は本件の出会いを最初から最後まで同意に基づくものであつたと主張しえたはずである」とする。第二に、本件では、危険の除去、安全確保を目的として被疑者を移動させなければならぬ特段の必要性があつた旨の指摘はないとする。むしろ、同行を求めて会話の場所を移したのは、鞄の中味の点検に目的があつたとしている。第三に、他に迅速に処理する手段があつたとする。まず、捜索の同意の要求をコン・コースでしていない点を批判している。また、鞄の捜索にあつても、かかる大空港では麻薬犬が配備されているであろうから、その臭気検査をする等の「より迅速な方法」をとりえた、としている。⁽⁶⁾

しかし、判決の右部分は、判決全体の論理構成をさらに不

明確にして居る。質問に先立つ退去の自由の告知等が欠けていたのならば、真に任意な同意があつたとはいえなくなる。次に、同行要求に於る安全性確保の必要性がなかったのならば、(5)の段階で、違法な身柄拘束があつたことになりはしないか。ましてや、嫌疑有無確認のための他により侵害的でない手段があつたとすれば、(5)よりも早い段階で違法性が認められる余地あえて居る。

かかるして、結論の当否は格別。法廷意見の論理構造は、支離滅裂といつてよむにあらずなものであった。

- (1) Florida v. Royer, 103 S. Ct. 1319, 1326.
- (2) Id., at 1326.
- (3) Id., at 1329, ft. 6 (Rehnquist, J., dissenting).
- (4) Id., at 1326.
- (5) Id., at 1329.
- (6) Id., at 1328.
- (7) Id., at 1329.

逆に、ブラックマン判事の反対意見は、当初の停止についてロイヤーに対する侵害はそう重大でない反面、不法薬物運搬人の発見という重大な利益が働いているとし、「身柄拘束中の尋問」があつたとは言い難いとしている。その後は、全て適法な同意によつたものとしている。

レンクィスト判事の反対意見は、同行要求の時点から分析をはじめている。まず、法廷意見の趣旨は任意の同意があつたことを認めたものと解し、念のため、次のように説明している。

「ロイヤーは、同行の義務があるといわれたのでなく、若干の質問の後に、捜査官と併し取調室へ同行してくれないかと頼まれただけである。捜査官が、さらに質問しようとしている理由は既に告知されていた。脅迫、実力行使はなかつた。捜査官ジョンソン、マグディーレーナは制服を着ておらず武器も示していない。ロイヤー自身も捜査官は丁寧であったと認めている」。

判事の多数意見に対する批判は、次の点にある。

③段階において、修正四条にいう身柄拘束に至つて居るが、原審判決、リード事件に従い、事實関係①段階で紹介した事實を以てしては、合理的嫌疑は根拠づけえないとしている。

逮捕された』といえるようになつたと結論づけている。しかし、捜査官が最初にロイヤーに接触したことが適法であり、また部屋へ同行することに同意したことも適法であるない、その同意が雲散霧消し、部屋に入ったときには『逮捕』されていたことになるわけだい』⁽⁵⁾。

- (1) Id., at 1330 (Brennan, J., concurring).
- (2) Id., at 1332—1333 (Blackmun, J., dissenting).
- (3) Id., at 1336 (Rehnquist, J., dissenting).
- (4) Id., at 1342.
- (5) Ibid.

六 このように、わずか一五分の『出会い』の法的処理——テリー原則の適用を巡って、最高裁は、完全な混乱に陥つてしまつてゐるといえそうである。多数意見については、(1)から(4)までをテリー原則による正当な強制的停止とみるのか同意によるものとみるのか、次に、(5)の任意同行については、強制的停止状態であつたが同行の任意の同意があつたとみるのか否かという問題が残されている。無論、その上で、室内滞留についても、何故(6)(7)(8)段階が違法とされないのであるのか疑問が残つてゐる。また、『運び屋特徴一覧』とテリー原則の関係については、先例であるリード事件との整合性が問われよう。

う。また、いさした精緻すぎる分析では、現場警察官の迅速な実務を指導できるルールを提供できまい。むしろ、いじでも混乱を生じかねないのである。だが、これらの混乱を整理するには、今少し時間が要りそうである。

四 テリー原則と緊急差押——ブレイス事件

——テリー原則は、強制的な停止乃至身体の拘束と、その後、相手が武器を所持し危害を及ぼす虞れのあるときには、武器の搜査をも行うことができると認められた。それまで、修正四条については、物の保全については、事前の搜索令状によるか、逮捕に伴う搜索・差押、並びに、「自動車例外」など「緊急性」を理由とする無令状の搜索（但し、証拠物があると思料する「相当の理由」は必要）しか許されないと解釈されてきた。それだけ、市民の財産とこれに伴うプライバシーの保護には慎重であったのである。従つて、テリー原則の登場は、無令状かつ相当の理由なき「搜索」を許した点で、修正四条の保障を根底から搖るがす性格のものであつたのである。ただ、警察官が相手の武器により負傷・死亡せられる事故の増大と銃器を使用した路上の兇悪犯罪の増大など、現実的な必要性が、からうじて右原則を支えていたといえる。⁽²⁾

現に、七二年のウェィリアムズ事件は、「この限定的な搜索の目的は、犯罪の証拠の発見を目的とするものではない。警察官が暴力の虞れなしに取調べを続行できるようにすることを許すにすぎない」と明言していた。⁽³⁾

我国流の整理をすれば、『修正四条→テリー原則』の法構成は、職務質問の安全な執行という消極的行政警察目的を達成するのに必要な限度で、兇器に限り強制的検査を許すが、証拠物発見という固有の刑事訴訟上の目的を達成するためには、令状主義が原則として貫徹するというものであった。

だが、犯罪事象の変化は、どうしてもより効率的な犯罪対策の必要を生む。特に、薬物取締の文脈では、相当の理由がないと、⁽⁴⁾ 薬物の発見を目的として所持品検査をする必要性のあることが痛感されていた。そして、最近、連邦最高裁も、ブレイス事件において、この実務的必要性に答えるため、テリー原則修正の途を開いたのである。

(1) 抗議「New York v. Belton, 101 S. Ct. 2860 (1981)」
自動車内搜索の界限】アメリカ法一九八八年一号参照。

(2) 抗議「職務質問の研究—アメリカ社会と警察」(II)神戸学院

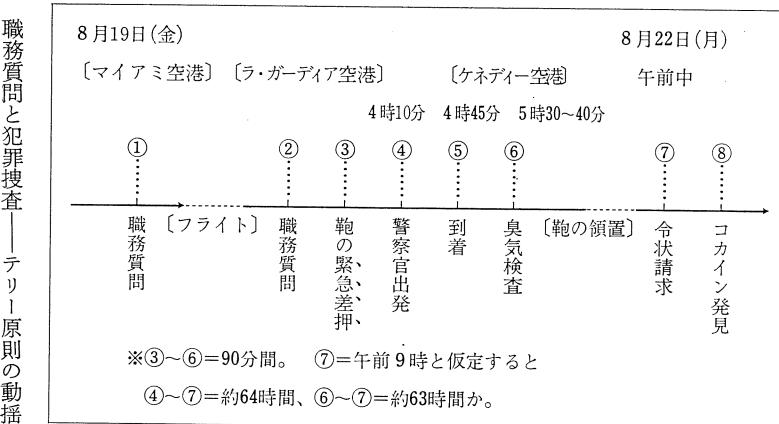
法学一四卷1号(昭五八)一〇五頁以下参照。

(3) Adams v. Williams, 407 U. S. 143, at 146 (1972).

(4) United States v. Place, 103 S. Ct. 2637 (1983).

二 本件の事實関係は、次の通りである。⁽¹⁾ ①本件の被告人プレイスは、まずマイアミ空港で飛行機に乗る直前、麻薬取締局捜査官に呼び止められ質問をうけている。ただ、時間がなかったため、同意を得てスースケース二個の搜索をするまでには至らなかつた。だが、その後の調べで、荷物の住所と航空会社に連絡のあつた電話番号が他人のものであることがわかつたので、これらの情報を、行先であるニューヨーク市 ラ・ガーディア空港の捜査当局へ通報した。⁽²⁾ そこで、捜査官二名が、降りてくる被告人を待つて観察を続けたところ、被告人は別の乗客と話しつつ、周囲に目をやり、荷物受取所でも辺りをひと回りしてから中に入った。荷物を受取った後も、周囲をみつめリムジン用の電話へと近付いていた。こうした挙動から嫌疑を抱いた捜査官等は、被告人に近付き麻薬捜査官である旨告知した。⁽³⁾ その後、「プレイスは、鞄の搜索に同意することを拒んだので、捜査官の一人が、搜索令状をもひうため連邦判事の面前へ鞄を持っていきたい」と告げ、また、ブレイスが同行することは構わない旨も告げた。ブレイスは、同行をことわり、かわりに捜査官に連絡ができる電話番号をうけとった。⁽⁴⁾ ところが、捜査官は隣接するケネディー空港へ鞄を持っていった。⁽⁵⁾ 到着後、⁽⁶⁾ 麻薬大(narcotics

〈参考図〉



職務質問と犯罪捜査——テリー原則の動搖

渡辺

detection dog) による嗅気検査 (sniff test) に対する強い反応を示した。ただ、当 日は金曜で時間も遅く、令状を得る間がなくなつたため、結局、鞄を月曜日まで留置した後、(7)月曜日の午前に捜索令状をえて、(8)鞄からのコカインを発見したところである。時間も含め、以上を図示すると、参考図のようになむ。

- (1) See, United States v. Place, 660 F. 2d 44 (2d Cir. 1981).
(2) 103 S. Ct. at 2640.

III オコーナー判事の法廷意見は、まず、一般論として、テリー原則の適用による兎器以外の物件の保全ができるとしたを認めた。

「警察官の観察の結果、旅行者が麻薬の入った鞄を運んであると合理的に信ずるとあには、テリー事件とその他の判例の認めた原則により、嫌疑を生ぜしめた事情について取調べたる (investigate the circumstances that aroused his suspicion)、短期間鞄を差押える (detain) ことが許されると考える。但し、かかる取調べのための detention の範囲は適切に限定されなければならぬ」。

かかる結論を導く前提として、テリー原則で認められた「限定的な身体の拘束」については、「修正四条の不合理な搜索・押収の一般的禁止」の趣旨に従って、相対立する諸利益の衡量をし、この種の *seizure* の合理性を判定すると「方法」に依拠して理解している。⁽²⁾ 従つて、「detention」の性質と範囲とが、個人の持つ修正四条の諸利益を最小限しか侵害しない場合には、これと相対立する法執行の利益は、相当の理由によらない *seizure* を正当化しえ⁽³⁾ よう」。

かかる観点から、判決は、次に、国家的利益の重要な性を吟味している。そして、「捜査当局が旅行者の鞄内に麻薬がある」と合理的に信ずるに足りる特定かつ明瞭な事実を有しているときには、更に捜査を継続するために鞄を短期間差押える国家的利益は、substantial である」とことを認めている。⁽⁴⁾ メンデンホール事件も述べていたように、「自分のもうけを目的として、人を殺す力のある麻薬の運搬をしている者を探知することにつき、国民は、compelling interest を有している」からである。だが、冒頭一で述べたように、テリー原則とは、官憲の安全という特殊的な緊急の利益があったから、妥当とされたのではなかつたか。この点につき、判決は、テ

リー事件判決でも、「警察官が逮捕を行う相当の理由がないとも、犯罪行為の可能性について捜査する目的で人に近付くことができる」ことを認めた基底には、効果的な犯罪の予防と捜査という利益がある」としていたこと、サマーズ事件でも、捜索令状執行現場に居た者の拘束を正当化するにあたり、逃亡の防止、警察官に対する危害の防止、整然たる令状執行の確保といふ三つの利益があることを認めていたとする。従つて、比較衡量の対象となるのは、右の様々な国家的諸利益が充分に substantial か否であるとする。加えて、「麻薬運び屋の空港における行動は、すぐに見失われてしまう」という固有の性質があるため、麻薬運搬の合理的な嫌疑に基づいて短期間、相手方を質問のため停止することを警察に許すことは、麻薬が販売網へと流入するのを防止する可能性を相当に高める」としている。⁽⁵⁾

禁制品や違法物 (contraband or evidence of a crime) が入っているかの特定が明瞭な事実のみを根拠とするべく、正当化されねばならぬある」としてある。⁽⁸⁾ 以上、国家側、市民側両サイドの利益衡量の結果、短期間の物の差押がである、としたのやある（差し当たり、「緊急差押」処分と称しておる）。

- (一) 103 S. Ct. at 2644.
- (二) Id., at 2642.
- (三) Ibid.
- (四) United States v. Mendenhall, 446 U. S. 544, 561 (1980).
- (五) Terry v. Ohio, 392 U. S. at 22.
- (六) Michigan v. Summers, 452 U. S. 692, 702—703 (1981).
- (七) 103 S. Ct. at 2643.
- (八) Id., at 2644.

四 問題は、右の緊急差押の一般論を前提として、本件やの差押をひいたみるかである。本件では、被告人が捜索の同意を拒んだ後に、捜査官が連邦裁判官面前へ鞄を持って「命令状」をえると告知した段階で、"seizure" があつたとする。⁽¹⁾ この場合、相手方は「鞄に対する所有または占有の利益」の他に、「口程に従つて旅を続ける自由の利益」の侵害もあつた。

それゆえ、強制的な身体の拘束に適用あるのと同様の制限が、鞄の差押 (investigative detention) も適用されるといふこと、この点の検討に移りたい。⁽²⁾
第一に、本件差押の目的は、麻薬犬のチェックをうたつたところにあつたが、この処分が修正四条の「捜索」にあたるだとか問うてこな。

「訓練された麻薬犬による臭気検査(canine sniff)」は、鞄の開披を必要としない。また、例えば、官憲による鞄内の物の点検と異なり、公衆の眼から隠されている禁制品を開示するものでもない。かくして、こうした捜査技術により情報を得る態様は、典型的な捜索よりも侵害度が低いのである。かくして、臭気検査により、当局は、鞄の中に何があるのか知ることができるが、得られた情報は限定されてくる。財物の所有者も、かかる限定的な開示であれば、その他の識別力はより弱いが侵害度の高い捜査方法に伴う困惑、不便に服もなくともよぶのである。⁽³⁾

かくして、公共の場で本件被告人の鞄を麻薬犬にみせる方法は、修正四条の「捜索」に該当しないとした。しかしながら、第一に、「捜査官が誠実に (diligently) 捜

査を追行したか否か」も考慮に入れるとし、この点では、あらかじめ被告人の到着時間がわかつていたのに、麻薬犬を事前に手配する等、「侵害をより少なくする」ための準備をしていなかつたとする。従つて、(3)の時点から実際に、「臭気検査」を行つた(6)の時点までの九〇分間の差押は許容しえないとした。⁽⁵⁾

第三に、「わらに、捜査官は、鞄を運んでいく場所、鞄を留置される正確な期間、捜査の結果嫌疑が消滅した場合に鞄の還付をうけるのに必要な手続について正確に告知していかつたのである。」のところが、違法行為をより重大なものにしている」とする。⁽⁶⁾

いうして、一般論として緊急差押を肯定したが、本件の具体的の差押については違法と判断したのである。

(1) Ibid.

(2) Ibid.

(3) Ibid., at 2644.

(4) Ibid., at 2646, ft. 9.

(5) Ibid., at 2646.

(6) Ibid.

五 ブレナン判事の補足意見は、第一に、二に於る緊急差押

の合法性一般と四に於る麻薬犬の臭気検査に関する憲法論は、本件鞄の差押がテリー原則の範囲を逸脱したものとする原判決の当否を判断する上で、不要なものであつたと批判している。⁽¹⁾ 第二に、緊急差押の合憲論の実体につき、批判している。テリー原則は、身体の一時的停止と警察官の安全のための武器に限つた搜索のみ許したのであり、「警察が適切と判断する捜索手段であれば、何でも用いることの許可を与えたのではない」とする。⁽²⁾ テリー原則に於るバランスング・テストは、抑々、本件には妥当しないのである。その理由は、①判例法上、財物の seizure は相当の理由によらなければならぬとのルールに変更はないこと、②本件の侵害は、身体だけではなく財物の seizure をも伴つており、テリー原則で考慮されていた「限定的」な範囲を越えていること、③修正四条自体が、警察側の目的と個人のプライバシーとの「憲法的利益衡量 (the constitutional balance)」をはかつており、テリー原則はあくまでその「例外」である以上、「その事実的、概念的な限界をこえて曲解されるべきではない」ことにある。⁽³⁾

他方、ブラックマン判事の補足意見は、本件の如き場面では緊急差押が認められる点については賛成しつゝも、法廷意見が、テリー判決について、修正四条はいかなる seizure も

合理的であれば足ると一般的に宣言したものであるかのよう
に読みかえようとする傾向にあると批判している。⁽⁴⁾ また、麻
薬犬の憲法論は、やはり不要、不適切としている。⁽⁵⁾

- (1) 103 S. Ct at 2646 (Brennan, J., concurring).
- (2) Id., at 2647–2648.
- (3) Id., at 2650.
- (4) Id., at 2652.
- (5) Id., at 2653.

六　「いや、若干、語を補っておこう。」³¹に於る多数意見の
一般論は、禁制品または証拠が入っていると合理的に思料さ
れる鞄等の物件の差押について、人の身体の強制的な停止と
同じように、テリー原則に基づく “detention ⇌ seizure” と
して正当化している。“frisk ⇌ search” の文脈とは切離され
ているのである。従つて、右の一般論で許されている範囲は、
警察官が短期間当該物件の排他的管理を取得するといろまで
である。それ以上に、積極的に中を点検する等の処分は、一
で触れた証拠物保全に関する令状主義が妥当するのである。

従つてまた、現場で強制的に行なえる捜査については、対象
物件を児器に限るとのルールは、なお維持されているのであ
る。但し、最近では、捜査で許される捜索の範囲が広げられ

る傾向にある。とするむ、右の一般論の許した物件の緊急差
押と相俟つて、結局、現場で合理的な嫌疑しかないと証拠物
の探索がなされるという事態が事実上生じたとき、令状主義
の原則を厳しく貫徹しきれるか疑問が残らう。

また、二の事実関係の①段階の記述をみてわかるように、
捜査官は、裁判官面前へ運搬するための差押であると説明し
て、真意は、四で述べられているように、麻薬犬の臭気検
査にあつた。法廷意見は、捜査官の「誠実」義務と鞄の処置
に関する一連の説明・告知義務を肯定しつゝ、右の点の欺罔
的説明にはふれていない。疑問の残るところである。

最後に、ブレンナン判事の指摘するように、何故、本件の具
体的な争訟の解決と直接的に必要もないのに、緊急差押処分
一般の合憲論 臭気検査の憲法論を展開しなければならなか
つたのであらうか、この点も疑問が残る。

- (1) 臭気検査に関しては、see, Doe v. Renfrow, 101 S. Ct. 3015, 3016 (Brennan, J., dissenting).

（五）結　び

一 「逮捕」手続直前に位置する停止・職務質問・捜査につ
いては、その法運用の実態についても法的規制のあり方につ

いてもなお不透明である。このため、「逮捕」以降のミランダールの如き明確な手続を確立するには、なお時間がかかりそうである。そして、こうした調整のプロセスにある連邦最高裁が、具体的な事件の解決に迫られたときに、なお未成熟な分析手法しか与えないので、已むを得ない面がなくもない。だが、それにしても、応答拒否罪の法規定を文面上無効として適正手続違反を認め、また、わずか一五分間の拘束に對しても細かな分析を試みて、実質「逮捕」の時点を明らかにしようとするなど、解決への緒となりそうな論理も散見される。緊急差押前の処分内容の説明義務も、手続的正義の実現に欠かせないことである。連邦最高裁が、今後、いかなる手法で、この手掛りを生かしていくのか、大いに興味のもたれるところである。

二 次の問題は、かかる連邦最高裁判例の動向から、我国の同種問題を考えるにあたり、いかなる“手掛けり”を得るのかである。右で触れたように、大局的には、連邦最高裁は、なお停止・職務質問・捜査に手続的正義を及ぼすプロセスをたどっているといえるが、同時に、微視的にみれば、例えば、ブレイス事件は、テリー原則に基づく証拠物または禁制品が入っていると思料される範囲の緊急差押を是認したことも事實

である。そこで、この新たナルールに注目して若干考えてみよう。ところで、我が最高裁は、職務質問の際、相手方が証拠物または凶器を所持していると疑うに足りる事情があるときには、犯罪の重大性、緊急性、必要性、相当性と法益の権衡を要件とし、強制的に鞄のチャックを開披して中味を点検する態様の所持品検査を適法としている（最判昭五三・六・二〇〇頁）。

さて、アメリカ連邦最高裁は、テリー原則により、強制的な停止と武器の捜査を肯定したにも拘わらず、証拠物の入っている鞄については、緊急差押までしか許していない。この点を考えると、我が国最高裁が職務質問に付隨する所持品検査の態様を事実上の捜索にまで拡大してしまったのは、あまりにも慎重を欠くといえまいか。仮りに、いったん強制検査法定主義や令状主義からの疑義を度外視して、最高裁の法理を前提としたとしても、許される態様は、証拠物が入っていると思料される範囲につき捜索令状を得るのに必要不可欠な時間に限り、その場で差押えて原状を維持するのとどめるべきではあるまいか。明示的・直接的な条文の根拠がないのに、強制的な緊急処分を已むを得ず肯定するにしても、右のような謙抑性が常に求められよう。可能な限り、令状主義への回帰を志向する法解釈が必要であるともいえる。

三 もっとも、こうした比較解釈の前提として、先に "ラ

フ" と特徴付けたアメリカの実務と我が国のそれとの比較が必要であろう。この点では、アメリカの事情と比べたとき、

我国の捜査は「精密司法」と特徴づけられよう。この理念乃至価値は、職務質問という、警察官と市民とのごくささやかな接触の場面をも支配している。職質・所検を担う警察官像は、"おまわりさん"的イメージから、"機動隊"のイメージまで若干の幅があるが、警察側は、一様に、この段階においても、氏名、住所、行先、持ち物等々の細かな点に周到に注意を払い、情報を収集しようと努めるのである。ここでの「精密」さは、結局、犯罪の予防、鎮圧、捜査の効率性の追究でもある。その反面で、令状主義の後退が余儀なくされることになりかねない。

ただ、アメリカの停止・職質・捜査に伴う "ダーティー"、と "タフ" な様相は必ずしも強くはない。犯罪の予防、鎮圧と捜査に冷静に関わる効率的、組織的警察の姿がみられる。従つてまた、かかる「精密」さを、市民の自由と調和させていくには、きめの細かい解釈基準を設定していかなければならない。二で述べたような制約を実務にかぶせていくことは、この面からも大切なことのように思われる。今後も、変転き

わまりない職質の実態に則しつつ、丹念に基準を樹していく作業が求められていく。